

訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を 早急に行うことを求める意見書

介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が2024年4月から引下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに2024年度の訪問介護事業所の倒産は86件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。また、厚生労働省が2025年4月に発表した訪問介護事業所の調査結果では、「都市部」「中山間・離島」「その他」のどの地域においても、昨年8月に5%以上減収となった事業所が最多で全体の4から5割にのぼりました。全国平均では56.8%の事業所が減収となっていることが明らかとなりました。

2023年度の介護従事者数は、介護保険施行以来はじめて前年比マイナス（215.4万人から212.6万人へと2.8万人減少）となりました。とりわけ訪問介護の人手不足は深刻で、ヘルパーの有効求人倍率は14.4倍（2023年度）と依然として高止まりのままで。介護従事者の給与は常勤でも全産業平均を月額約8.3万円も下回り、人手不足に拍車をかけています。

政府は訪問介護の基本報酬を引下げても介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、上位加算は条件整備や事務の煩雑さもあり取得が困難であること、また、そもそも処遇改善加算金は職員の給与として支払うものであり、事業所の経営改善にはつながりません。また、基本報酬が下がれば処遇改善加算金も下がる仕組みであり、根本的な改善とはなりません。先に述べた厚生労働省の調査において6割の訪問介護事業所が減収となった結果からも明らかです。このままだと訪問介護事業の存続が危ぶまれ、要介護になっても在宅で安心して暮らし続けることも困難となります。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

1. 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

中央市議会 議長 金丸俊明